

【 地方行政委員会 】

(1) 審議概観

第132回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出15件、本院議員提出1件であり、内閣提出15件がいずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類2件は保留となった。

〔法律案の審査〕

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提出に至る経過及びその内容、審査経過は以下のとおりである。

基礎的自治体である市町村は、明治以来数次の大合併が行われてきたが、昭和40年に、市町村が自主的な判断で合併しようとする際の障害を除去することを目的として、「市町村の合併の特例に関する法律」が10年間の時限立法として制定され、昭和50年、60年とそれぞれ延長されてきた。今回の改正にあたって、第24次地方制度調査会は「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」を11月に提出した。

本案は、これらの答申等を踏まえ、同法律の有効期限を10年間延長するとともに、新たに合併協議会設置の請求に関する住民発議制度等の特例措置を定めるものである。

委員会では、分権推進法との関連、住民発議制度の実効性、過疎債の特例、前回改正時の附帯決議の尊重、合併に伴う議員定数の削減、市町村合併と高齢化社会の関係などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第16号）は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等の改正を行うものである。

また、**地方交付税等の一部を改正する法律案**（閣法第39号）は、平成7年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改革に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長する等の改正を行うものである。

委員会においては、両案を一括して審議し、ふるさと寄附金控除制度、地方

税非課税措置の見直し、事業税の外形標準課税の導入問題、法定外普通税への国の対応方、交付税率の変更の必要性、特別会計への直入問題、交付税算定方法の簡素化、住民基本台帳に基づく番号制度、自治体リストラ問題、自治体窓口の行政サービスの在り方など質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で可決された。なお、地方税法改正案には、固定資産税・都市計画税の特例措置の周知徹底外4項目の附帯決議を行った。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第48号）は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害が極めて甚大で、これによる損失は、本来ならば、平成7年中の所得（平成8年度課税分）について個人住民税の雑損控除の適用が行われるものであるが、納税者の選択により、所得税におけると同様に、平成6年中の所得について前倒して雑損控除の対象とすることができるとする特例措置を講ずること等を内容とするものである。

委員会では、被災企業の法人住民税・法人事業税への対応、家屋の固定資産税の減免措置、大震災の税収への影響、地震観測強化地域等への対応、被災者へのPRの充実などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、閣法第92号の地方税法改正案も、同大震災の被災者の負担の軽減を図るものである。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の提出の背景としては、最近、けん銃を使用した凶悪な犯罪が急増し、銃口が市民生活や言論・政治活動、企業活動に向けられ、また、けん銃が暴力団員以外の者に拡散し不法所持事件が後を絶たないなど、けん銃使用犯罪の実情が急激に悪化していることがある。

内容は、不特定若しくは多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、けん銃実包の所持を規制するとともに、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化、けん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設などである。なお、薬物捜査に使われているクリーン・コントロールド・デリバリーという、いわゆる泳がせ捜査を銃器捜査にも導入することなどである。

委員会においては、クリーン・コントロールド・デリバリーの効果、警察庁長官所轄事件の捜査状況、銃器のまん延・拡散の防止策、いわゆるおとり捜査の根拠規定の有無、密輸入に対する水際対策、暴力団・右翼の銃対策強化などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、銃器捜査にあたり、国民の人権を侵害しないよう適正捜査を行うことなど3項目の附帯決議が行われた。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案は、最近、サリンとみられる猛毒ガスによって不特定多数の者が殺傷される犯罪史上例を見ない事件が発生し、社会に重大な不安を生じさせているが、その発散、製造、所持等やその製造を目的とした原料物質の所持等を有効に取り締まる法規がなく、既存法令の罰則の適用等では的確な取り締まりが難しいことから提出された。

その内容は、サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質の製造、所持等を禁止し、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定めようとするものである。

委員会においては、新たな法律の必要性、予備行為の限界、化学兵器禁止法との関係、対象物質が政令で定められる問題、オウム真理教の捜査、有毒ガス発生時の緊急対策などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会では、3月17日、地方一般財源の充実強化による地方財政の健全化など6項目にわたる「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

〔国政調査等〕

2月9日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、野中自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成7年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同月14日、所信に対する質疑を行った。

3月16日、平成7年度地方財政計画について野中自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、東京協和・安全両信用組合の経営、固定資産税のいわゆる逆転現象、課税自主権の確立、消防設備・防災無線の補助基準、救急車による傷病者の搬送などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野中国務大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び厚生省当

局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○平成7年2月14日(火) (第2回)

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野中国務大臣、政府委員、文部省、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月17日(金) (第3回)

○地方税法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、大蔵省、国土庁、建設省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第48号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年2月28日(火) (第4回)

○平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、運輸省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第54号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月7日(火) (第5回)

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)について野中自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第30号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第70号)について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第6回)

○古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第70号)について野中国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第70号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 平成7年度の地方財政計画に関する件について野中自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)
以上両案について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月17日(金)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度一般会計予算(衆議院送付)
平成7年度特別会計予算(衆議院送付)
平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総理府所管(警察庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について野中国務大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)
以上両案について野中自治大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
(閣法第16号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産
(閣法第39号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産
なお、地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。
- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月24日(金)(第8回)

- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について野中国家公安委員会委員長から報告を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び建設省

当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第92号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年3月28日(火) (第9回)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について野中自治大臣、政府委員、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日(木) (第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について野中国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第57号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

(閣法第58号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、労働省当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第78号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第95号)(衆議院送付)について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月19日（水）（第11回）

- サリン等による人身被害の防止に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、同委員長、政府委員、厚生省、内閣官房、防衛庁、法務省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第96号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年4月27日（木）（第12回）

- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について野中国家公安委員会委員長、政府委員、大蔵省、郵政省及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第95号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年5月19日（金）（第13回）

- 地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、文化庁、大蔵省、防衛庁及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第101号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○平成7年6月14日（水）（第14回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員石井一二君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第328号外1件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

補正予算により平成6年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を7,190億4,000万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の15兆5,019億5,400万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、7兆4,325億6,082万9,000円となる。）。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益が4,000万円以下の部分に係る税率を、道府県民税については2%（現行3%）に、市町村民税については5.5%（現行6%）に引き下げる。（所得税については25%（現行30%）に引下げ）

2 事業税

生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る非課税措置を廃止する。

3 不動産取得税

住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を平成10年6月30日まで延長する。

4 固定資産税及び都市計画税

(1) 急激な地価の下落傾向にかんがみ、固定資産税及び都市計画税の負担についての調整を行うため、平成7年度及び平成8年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地評価土地に係る臨時的な課税標準の特例措置を講ずる。

(2) 日本電気計器検定所等の法人が一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行う。

5 自動車取得税

電気自動車等の取得に係る税率の特例措置について、現行税率（100分の5）から控除する率を100分の2.2（現行100分の2）としたうえ、その対象となる自動車の取得期限を平成9年3月31日まで延長する。

6 施行期日

1及び4(2)の改正は平成8年4月1日から、その他の改正は平成7年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成7年度分及び平成8年度分の固定資産税及び都市計画税に係る臨時的な課税標準の特例措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 固定資産税は、我が国の土地保有課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。
また、平成9年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。あわせて、土地の評価替えに伴う納税者の負担にも配慮しつつ適切な税負担の調整措置を講ずること。
- 3 地方分権の推進等を図るため、国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しを行うとともに、地方団体がその役割の増大に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、地方税源の拡充強化に引き続き格段の努力を行うこと。
- 4 税負担の公平を確保するため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理・合理化等を推進すること。
- 5 阪神・淡路大震災の被害の甚大性・広域性にかんがみ、住民生活の安定、災害復旧・復興への機動的な対応等を図るため、地方税制上の配慮についても早急に検討すること。

右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 趣旨規定の改正
自主的な市町村の合併を推進する旨を規定する。
- 2 合併協議会設置の請求に関する規定の新設
有権者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができるものとする。この請求があった市町村の長は、合併対象市町村の長に対し意見を求めなければならないものとする。合併対象市町村の長は、90日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとする。このすべての回答が議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村及び

合併対象市町村の長は、60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとする。合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において議決を経た場合には、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

3 市町村建設計画の作成等に関する規定の改正

- (1) 市町村建設計画の内容に都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を加える。
- (2) 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないものとする。
- (3) 合併協議会は、市町村建設計画の作成、変更の際には、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないものとする。

4 議会の議員の定数及び在任の特例に関する規定の改正

- (1) 編入合併の場合において、合併時に増員選挙を行うこととするときは、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期相当期間についても、合併市町村の議会の議員の定数を増加し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、その人口に応じてその増加定数を配分することができるものとする。合併時に編入される合併関係市町村の議会の議員が引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとするときも同様とする。
- (2) 新設合併の場合において、合併関係市町村の議会の議員が引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる期間を、合併後2年を超えない期間に延長する。

5 地方交付税の額の算定の特例に関する規定の改正

- (1) 地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、測定単位の数値を補正するものとする。
- (2) 地方交付税の額は、市町村の合併が行われた年度とこれに続く5年度について、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とすることに加え、その後5年度についてこの合算額の一定割合を下らない額とするものとする。

6 過疎地域活性化のための地方債の特例に関する規定の新設

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれるもので政令で定めるものに

については、平成12年3月31日までの間に限り、過疎地域活性化のための経費について、地方債をもって財源とすることができるものとする。

7 地方債についての配慮に関する規定の改正

合併市町村が市町村建設計画を達成するために行う事業に係る地方債について、特別の配慮をするものとし、従来の市町村事業に加え、都道府県事業に係る地方債についても同様の配慮をするものとする。

8 国及び都道府県の協力等に関する規定の改正

国及び都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供等の措置を講ずるものとする。都道府県は、合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

9 その他

- (1) 法律の有効期限を平成17年3月31日まで延長する。
- (2) 改正法の施行期日を平成7年4月1日にする。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布日施行とする。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方交付税法の一部改正に関する事項

(1) 地方交付税の総額の特例

① 平成7年度分の地方交付税の総額の特例

平成7年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に1,810億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計借入金3兆3,399億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額4,033億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、16兆1,529億円となる。）。

② 平成8年度分以降の地方交付税の総額の特例

平成7年度における法定加算額の一部等9,582億円については、平成13年度から平成22年度までの地方交付税の総額に加算する。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正

- ① 自主的・主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、少子・高齢化に対応した福祉施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村対策・森

林・山村対策に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置する。

② 農山漁村地域の活性化に要する経費を措置することとし、平成12年度までの措置として新たに「農山漁村地域活性化対策費」を設けるとともに、平成6年度の財源対策のための地方債の元利償還金及び個人住民税の特別減税等による平成6年度の減収を補てんするための地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「財源対策債償還費」及び「減税補てん債償還費」を設ける。

(3) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成7年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の減税等による減収額として自治省令で定める額を加算する特例を設ける。

2 地方財政法の一部改正

公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を10年間延長する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 雑損控除の特例

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、阪神・淡路大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成6年において生じた損失の金額として、平成7年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、民間被用者に対して雇用保険法により育児休業給付が実施されることに見合う措置として、地方公務員等に係る育児休業手当金の制度を創設

し、育児休業中の経済的援助措置を講ずるとともに、地方議会議員の年金制度について、国会議員の互助年金制度に準じ、見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 育児休業手当金

- (1) 育児休業手当金の額は、組合員の給与の100分の25に相当する額とし、当該額のうち給与の100分の5に相当する額は、育児休業終了後引き続き6月以上組合員であるときに支給するものとする。
- (2) 育児休業手当金に要する費用のうち、雇用保険法による育児休業給付に係る国庫負担割合を参酌して政令で定める割合の部分は、公的負担として地方公共団体が負担するものとする。
- (3) 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が行う育児休業手当金の事業については、全国市町村職員共済組合連合会の共同事業として行うものとする。

2 地方議会議員の年金制度

- (1) 退職年金の支給開始年齢を段階的に60歳から65歳に引き上げる。
- (2) (1)の措置は平成7年4月1日以後に新たに地方議会議員となった者について適用するものとする。
- (3) 期末手当を算定基礎として特別掛金を徴収することとする。

3 その他

- (1) 女子教育職員及び看護婦、保母等である地方公務員が育児休業をしている期間について支給することとされている育児休業給を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を図る。

4 施行期日

この法律の施行期日は、平成7年4月1日とする。

平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度第2次補正予算に関連して次のような特例措置を設けようとするものである。

1 特別交付税の特例増額

阪神・淡路大震災による被害状況が極めて甚大であること等に配慮し、地方交付税の総額（特別交付税）に300億円を加算することとし、これに伴う増加相当額については、地方財政の状況等を踏まえ、その運営に支障が生じないよう、別に法律の定めるところにより、平成8年度以降減額する措置を講ずることとする。

2 国税の減収に伴う地方交付税の総額の特例

国税の減収に伴う地方交付税への影響額（1,772億8,000万円）については、地方交付税の総額を第1次補正予算後の額に固定し、第2次補正予算では、減額を行わない措置を講ずることとする。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 運転免許に関する規定の整備

- (1) 第一種運転免許のうち、自動二輪車免許を廃止し、新たに大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許を設けるとともに、当該免許を受けた者がそれぞれ運転することができる自動車等の種類を定める。
- (2) 18歳に満たない者に対しては大型自動二輪車免許を、16歳に満たない者に対しては普通自動二輪車免許を、それぞれ与えないこととする。

2 道路交通法における用語の定義等に関する規定の整備

自動車、原動機付自転車、軽車両及び自転車の定義及び歩行者とする者に関する規定を整備するとともに、自動車の種類に関する規定を整備する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、軽自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域の拡大によって、新たに適用地域となった地域において、従前から運行の用に供していた軽自動車の所有者の変更があった場合（中古車の購入等）における新所有者は、新適用地域において軽自動車を新規に運行の用に供しようとする者と同じく、保管場所に係る届出をしなければならないこととするものである。

古物営業法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的に関する規定の整備

この法律の目的を、盗品等の売買の防止及びその速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することとする。

2 定義に関する規定の整備等

- (1) 商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を対象物品に加え、船舶、航空機等の大型機械類で政令で定めるものを対象物品から除くこととする。

- (2) 古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業は、古物営業に含まれないこととする。
- 3 古物営業の許可等に関する規制の緩和等
古物営業の許可は、営業所単位から、都道府県単位に改めることとともに、二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商等に係る法人の役員の変更については、そのいずれか一の公安委員会に対する届出で足りることとする。
- 4 競り売り及び行商に係る規制の緩和
競り売りについては、許可制度を届出制度に改め、行商については、許可制度を廃止し、これに伴い、行商をしようとする者は、古物商の許可証等を携帯していれば足りることとする。
- 5 管理者に関する規定の整備
古物商及び古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに、管理者を選任しなければならないこととともに、管理者の解任の勧告等に関する規定を整備することとする。
- 6 氏名等の確認等及び帳簿への記載等に関する規制の緩和
(1) 取引の際の義務として、取引の相手方の氏名等の確認のほか、署名文書を受領することも認めるとともに、少額の取引をする場合等については、相手方の氏名等の確認等の義務を免除する。
(2) 古物の売買等に関する帳簿等の記載義務につき、帳簿への記載のほか、帳簿に準ずる書類への記載又は電磁的方法による記録を認める。
- 7 その他
(1) 軽微な法令違反行為に対する行政処分として、営業の停止命令等に至る前に指示を行うこととする制度を設けるとともに、古物営業の許可を取り消し、又は停止を命じることができる場合の要件を整備する等所要の規定の整備を行う。
(2) 公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者に対し、情報の提供を行うことができることとする。
(3) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正
(1) 介護補償の創設

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって自治省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間（病院若しくは診療所に入院している間又は身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として自治大臣が定めるものに入所している間を除く。）、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して自治大臣が定める金額を支給するものとし、この介護補償は、月を単位として支給するものとする。

(2) 遺族補償年金の支給水準の改善

① 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

② 遺族補償年金の額を遺族の人数の区分に応じて引き上げるものとする。

(3) 年金たる補償の支給期月の改善

年金たる補償の支給期月を2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6期とするものとする。

(4) 福祉施設の内容の改善等

「福祉施設」という名称を「福祉事業」に改め、福祉事業の内容に、被災職員が受ける介護の援護及び職員の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとする。

(5) 罰金額及び過料額の適正化

罰金額及び過料額について、所要の引上げを行うものとする。

2 消防団員等公務災害補償等共済基金法等の一部改正

「消防団員等福祉施設」という名称を「消防団員等福祉事業」に改め、消防団員等福祉事業の内容に被災団員が受ける介護の援護を加えるとともに、市町村等に対し消防団員等公務災害補償等共済基金が支払う経費の対象に介護補償を加えるものとする。

3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行するものとする。ただし、1の(2)の②、(4)及び(5)の改正内容並びに2の福祉施設に関する改正内容は平成7年8月1日、1の(3)の改正内容は平成8年8月1日から施行するものとする。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

- (1) 阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成7年9月30日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないものとする。
- (2) 確定優良住宅地等予定地の譲渡が、阪神・淡路大震災によって一定の期間内に優良住宅地等のための譲渡に該当することが困難となった場合に、延長された期間をその一定の期間とみなす特例を設けることとする。

2 事業税

阪神・淡路大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付等に係る期限と確定申告納付等に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付等をするを要しないこととする。

3 不動産取得税

被災市街地復興土地区画整理事業に係る公営住宅等の用に供するための保留地の取得、復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得及び清算金に代わる住宅等の取得について、非課税措置を講ずることとする。

4 固定資産税及び都市計画税

- (1) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成8年度又は平成9年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。
- (2) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成7年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成8年度分又は平成9年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。
- (3) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長等が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当

該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を3年度間その価格の2分の1の額とする。

- (4) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る固定資産税額又は都市計画税額の2分の1に相当する額を3年度間減額する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 けん銃等の発射に関する規制の強化等

- (1) 不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって又はこれらの場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、不法に発射した場合には無期又は3年以上の懲役を科すこととする。
- (2) けん銃実包の所持、輸入等を禁止し、密輸入した場合には7年以下の懲役又は200万円以下の罰金を、不法に所持等した場合には5年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すこととする。
- (3) けん銃実包を不法に所持する者が実包を提出して自首した場合に刑を減輕し、又は免除することにより、不法に所持されているけん銃実包の提出を促すこととする。

2 けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化等

- (1) けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を500万円から1,000万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を3年以下の懲役又は50万円以下の罰金から5年以下の懲役又は100万円以下の罰金にそれぞれ引き上げるなど罰則の強化を行うこととする。
- (2) 密輸入の予備をした者が実行の着手前に自首した場合等に刑を減輕し、又は免除することとする。
- (3) 密輸入資金等提供罪に関する国外犯処罰規定等を新設することとする。
- (4) 通関等の際にけん銃等を抜き取り又は別の物に差し替えた上でけん銃等の密輸入等に関する人物を特定し検挙しようという捜査手法（クリーン・コントロールド・デリバリー）の実効を挙げるため、けん銃等としての物

品の輸入、所持等を行うことを新たに処罰することとする。

- (5) 巧妙化するけん銃犯罪に対する取締りを効果的に行うため、警察官又は海上保安官は、けん銃等に関する犯罪等の捜査に当たり、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、何人からもけん銃等を譲り受けることができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、最近、一般市民へのけん銃の拡散傾向が顕著となり、また、凶悪なけん銃使用犯罪が急増するなど、市民生活等に重大な不安と脅威を与えている現状にかんがみ、左記の事項について善処すべきである。

- 1 銃器による国民の生命・身体・財産の安全及び自由を脅かす行為は、今や放置することができない実情にあることから、銃器犯罪の防止のため総合的かつ有効な対策を確立するとともに、摘発、取締りを強化すること。
- 2 いわゆるクリーン・コントロールド・デリバリー及び捜査官によるけん銃等の譲受けの実施に当たっては、国民の人権を侵害することのないよう慎重かつ適正に行うこと。
- 3 銃器犯罪の防止は、我が国のみならず、各国共通の課題となっていることから、その解決に向け、諸外国、諸機関と連携し、国際的な取組みを強化するよう努めること。

右決議する。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的等

- (1) この法律の目的は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることとする。
- (2) この法律において「サリン等」とは、サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有することその他の一定の要件に該当する物質で政令で定めるものをいう。

2 サリン等の発散等に関する罰則

- (1) サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処する。

- (2) サリン等を不法に製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者は、7年以下の懲役に処する。また、発散目的でこれらの行為を行った者は、10年以下の懲役に処する。
- (3) (1)の罪を犯す目的でその予備をした者は5年以下の懲役に、製造又は輸入に係る(2)の罪を犯す目的でその予備をした者は3年以下の懲役に処する。

3 被害発生時の措置等

- (1) 警察官等は、サリン等の発散により人の生命又は身体の被害が生じている場合等においては、関係法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る場所への立入りの禁止、その被害に係る物品の回収又は廃棄等その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。
- (2) (1)の措置の円滑な実施を確保するため、関係行政機関等及び国民との協力関係について所要の規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、罰則については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 1 平成7年度の補正予算による所得税及び法人税の減収（1,180億円）に伴う地方交付税への影響額（377億6,000万円）については、地方交付税の総額を確保するため、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への特例増額により補てんする。
- 2 1の措置額の償還については、平成9年度から平成13年度までの5年度間において当該年度分の地方交付税の総額に加算する額を減額する。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

(4) 委員会決議

地方財政の拡充強化に関する決議

政府は、地方分権を推進するとともに、現下の厳しい地方財政の状況等に対処する観点から、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の諸施策を着実に推進するため、左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金が将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。

- 2 地方分権の推進に伴い、地方団体が行う事務事業を自主的かつ自立的に執行しうよう、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ること。なお、国庫補助負担金等については、その廃止を含め一層の整理合理化を推進するとともに、地方団体における行財政改革の一層の推進を図ること。
 - 3 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進し、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進するため、引き続き地方単独事業の充実を図ること。
 - 4 少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。なお、国民健康保険事業における住民負担及び地方団体の財政負担の現状にかんがみ、国民健康保険財政の在り方についての抜本的な検討を進めるとともに、その改善を図ること。
 - 5 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、地域スポーツ、消防等の諸施策について、引き続き財政措置の充実を図ること。
 - 6 阪神・淡路大震災等の非常災害に際しては、当該被災地域の復旧・復興等のために必要とされる財政需要を的確に把握するとともに、関係地方団体の財政運営に支障が生じないよう、万全の措置を講ずること。
- 右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (15件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決	7. 2. 7 可決	
※ 16	地方税法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3. 15	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 14	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	7. 2. 14 衆本会議趣旨説明 3. 15 参本会議趣旨説明
30	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 9	2. 21	3. 7 可決	3. 8 可決	2. 9 (予備)	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	
※ 39	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 15	3. 17 可決	3. 17 可決	2. 14	3. 10 可決	3. 14 可決	2. 14 衆本会議趣旨説明 3. 15 参本会議趣旨説明
48	地方税法の一部を改正する法律案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	2. 17 可決	2. 17 可決	2. 17	2. 17 可決	2. 17 可決	
49	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 17	3. 14 可決	3. 17 可決	
54	平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 27 可決	2. 27 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
57	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 24	7. 2. 27 (予備)	7. 4. 13 可 決	7. 4. 14 可 決	7. 2. 24 交通安全 対策特委	7. 3. 9 可 決	7. 3. 10 可 決	
58	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 24	2. 27 (予備)	4. 13 可 決	4. 14 可 決	2. 24 交通安全 対策特委	3. 9 可 決	3. 10 可 決	
70	古物営業法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3. 3	3. 16 可 決	3. 17 可 決	3. 3 (予備)	4. 11 可 決	4. 13 可 決	
78	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案	衆	3. 10	4. 11 (予備)	4. 13 可 決	4. 14 可 決	3. 15	4. 11 可 決	4. 13 可 決	
92	地方税法の一部を改正する法律案	〃	3. 24	3. 24 (予備)	3. 24 可 決	3. 24 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3. 24 可 決	
95	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	〃	3. 31	4. 13 (予備)	4. 27 可 附帯決議	4. 28 可 決	3. 31	4. 13 可 附帯決議	4. 13 可 決	
96	サリン等による人身被害の防止に関する法律案	〃	4. 18	4. 18 (予備)	4. 19 可 決	4. 19 可 決	4. 18	4. 19 可 決	4. 19 可 決	
101	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可 決	5. 19 可 決	5. 15	5. 18 可 決	5. 18 可 決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	地方自治法の一部を改正する法律案	石井 一二君 外1名 (7. 2. 8)	7. 2. 13		7. 6. 2	未了					